所得者の軽減措置が適用されない場合 あります。 申告がなされない場合は、 道民税の申告を必ず行ってく

所得税の確定申告書を提出されない方

国民健康保険に加入している方で

康保険加入者の方

ます。

関する過料」 これらの特典もなく、逆に を課せられる場合もあり

がありますが、 会保険料、 申告によって、 生命保険料など各種の控除 申告をしない場合は、 専従者、 扶養者、 不申告に

は申告予定の方 おりません。 平成22年中の所得が給与だけ 次のような方は、 住民税の申告は必

の

方

T)

必

(7)

税務署で所得税を申告した方、 ほかに収入がなく年末調整をして ま

確定申告に必要なもの

- ●印鑑
- ●申告者名義の□座番号がわかるもの(所得税の還付がある方)
- ●平成22年分の収入を証明するもの、源泉徴収票など ・パート・アルバイト・年金受給者の方は、源泉徴収票
- ●営業・農業・漁業・不動産所得のある方は収支内訳書。(事前に作成してください。)
- ●国民年金保険料控除証明書など(国民年金保険料などの控除を受ける場合)
- ●国保・社保の任意継続などの領収書
- ●生命保険、地震保険料控除証明書
- ●障がい者手帳または認定書 (本人または配偶者、扶養家族が障害認定を受けている方)
- ●医療費の控除を受ける方は、支払った医療費の領収書など
- ●住宅借入金等特別控除を受ける方は必要書類

※収入が無い方や扶養家族となっている方でも、所得証明が必要な方は 申告が必要となります。所得証明は、年金の免除・公営住宅の申請など いろいろな場面で使用されますので、該当する方は申告してください。

さぁ! ネットで申告e-Tax

e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛 けることなく、国税に関する各種手続きを自宅などから行うことができます。

①国税庁ホームページから電子申告

自宅などから国税庁ホームページの「G して、e-Taxに送信することができます。 -ジの「確定申告書等作成コーナー」 を利用

②最高5,000円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付 して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受け ることができます。(平成19~21年にこの控除を受けられた方は、受けられ ません)

③添付書類の提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票など は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出また は提示を省略することができます。

- ④還付金がスピーディー e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。
- ⑤24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

- ●手続きなどの詳しい内容は、
 - e-Taxホームページ【http://www.e-Tax.nta.go.jp】をご覧ください。

の申告をお忘れなく

